

第4章

障害者に係る 施策の展開

(

このページは白紙です)

障害者に係る施策の体系図

1 身体・知的障害者に係る相談・支援等の実施

- 1 身体障害者、知的障害者の援護の実施
- 2 障害者自立支援法の制度の周知と利用支援
- 3 審査会の設置と認定調査の実施
- 4 身体・知的相談員の設置
- 5 職員研修の実施

2 介護給付費（訪問系サービス）の支給

- 1 居宅介護
- 2 重度訪問介護
- 3 行動援護
- 4 重度障害者等包括支援

3 介護給付費・訓練等給付費（日中活動系サービス）の支給

- 1 生活介護
- 2 自立訓練
- 3 就労移行支援
- 4 就労継続支援
- 5 療養介護
- 6 児童デイサービス
- 7 短期入所

4 介護給付費・訓練等給付費（居住系サービス）の支給

- 1 共同生活援助（グループホーム）
- 2 共同生活介護（ケアホーム）
- 3 施設入所支援

5 サービス利用計画作成費の支給

- 1 サービス利用計画の作成

6 介護給付費・訓練等給付費（旧体系サービス）の支給

- ┌── 1 日中活動系旧入所サービス
- ├── 2 日中活動系旧通所サービス
- └── 3 居住系旧入所サービス

7 地域生活支援事業の実施

- ┌── 1 相談支援事業の実施
- ├── 2 地域自立支援協議会の設置
- ├── 3 市町村相談支援機能強化事業
- ├── 4 住宅入居等支援事業
- ├── 5 成年後見制度利用支援事業
- ├── 6-1 コミュニケーション支援事業(手話通訳者等の派遣)
- ├── 6-2 コミュニケーション支援事業(点訳、音訳事業)
- ├── 6-3 コミュニケーション支援事業(手話通訳者設置事業)
- ├── 6-4 コミュニケーション支援事業(奉仕員養成研修事業)
- ├── 7 日常生活用具給付等事業
- ├── 8 移動支援事業
- ├── 9 地域活動支援センター事業
- ├── 10 訪問入浴サービス事業
- ├── 11 更生訓練費給付事業
- ├── 12 就職支度金給付事業
- ├── 13 日中一時支援事業
- ├── 14 自動車運転免許取得費の助成事業
- ├── 15 自動車改造費の助成事業
- └── 16 住宅設備改善費の給付

8 在宅障害者支援事業の実施

- 1 心身障害者・児緊急一時保護事業
- 2 重度脳性麻痺者介護事業
- 3 福祉タクシー事業
- 4 ガソリン費助成事業
- 5 電話料助成事業
- 6 寝具乾燥等事業
- 7 おむつ支給事業
- 8 緊急通報システム及び火災安全システム事業
- 9 酸素購入費の助成事業
- 10 食事サービス事業
- 11 福祉車両貸出事業
- 12 のぞみ集会所運営事業
- 13 身体障害者補助犬の貸与事業
- 14 都営交通無料乗車券の発行

9 心身障害者に対する医療費助成・補装具の給付・在宅医療サービスの実施

- 1 自立支援医療（更生医療）給付費の給付
- 2 自立支援医療（育成医療）の申請受理
- 3 補装具費の給付
- 4 心身障害者（児）医療費助成
- 5 障害者の歯科診療の実施

10 手当等の支給

- 1 心身障害児福祉手当
- 2 心身障害者福祉手当
- 3 難病患者福祉手当
- 4 原爆被爆者見舞金

1 1 小規模作業所等への支援

- 1 心身障害者通所授産事業運営費等補助
- 2 精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費等補助
- 3 小規模通所授産施設事業運営費補助
- 4 小規模作業所等の運営支援
- 5 小規模作業所作品展等の会場提供
- 6 地域ダイグループ事業運営費等補助

1 2 障害者の権利擁護等の支援

- 1 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の推進
- 2 成年後見制度の利用支援

1 3 精神障害者（児）の支援

- 1 自立支援医療（精神通院）医療費助成の申請受理
- 2 小児精神障害者入院医療費助成の申請受理
- 3 精神保健福祉相談（一般相談）
- 4 精神保健福祉手帳の申請受理
- 5 精神保健講演会の実施

1 4 難病患者の支援

- 1 難病等医療費助成の申請受理
- 2 在宅難病患者の療養相談
- 3 難病患者ホームヘルプ事業
- 4 難病患者日常生活用具給付事業

1 5 保育・療育・教育の充実

- 1 障害児の保育
- 2 障害児の療育事業
- 3 障害児の学童保育
- 4 特別支援相談支援体制（ネットワーク）の構築
- 5 発達障害の早期発見と支援

1 6 高次脳機能障害者の支援

- └ 1 高次脳機能障害者の相談支援の充実

1 7 就労の支援

- └ 1 就労支援情報の提供
- └ 2 職業訓練等情報の提供
- └ 3 障害者就労支援関係機関連絡会等への参加

1 8 生涯学習と社会参加の支援

- └ 1 学習機会の保障
- └ 2 スポーツ・レクリエーション活動の充実

1 9 障害者理解の推進

- └ 1 共生社会の理念の普及
- └ 2 障害者への配慮等に係る啓発

2 0 バリアフリー化の推進

- └ 1 都営住宅建替え整備に関する要請
- └ 2 情報のバリアフリー化

1 身体・知的障害者に係る相談・支援等の実施

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づき、相談・支援業務を実施します。

また、障害者自立支援法に基づき制度の周知と利用支援を行います。

《主な取り組み》

整理番号	1 - 1
項目	身体障害者、知的障害者の援護の実施<新規>
内容	身体障害者手帳、愛の手帳（東京都療育手帳）を交付された障害者や家族の相談に応じ、障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切なサービスが利用できるよう支援を行います。
19年度実施状況	<参考> 身体障害者の相談支援 2,002 人 知的障害者の相談支援 478 人
23年度目標	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	1 - 2
項目	障害者自立支援法の制度の周知と利用支援
内容	<p>障害者の日常生活を支える基本的な制度である障害者自立支援法について、障害者、家族及び事業者等に必要な情報の提供を行い、制度の周知と利用支援を行います。</p> <p>なお、制度の利用に際しては、障害者や家族からの相談に応じ、障害者一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、必要とされるサービスの助言をし、サービスの実施状況の把握や評価を行い、必要があれば見直しなどを行い、適切なサービスを継続できるよう支援します。</p>
19年度実施状況	<p>市報、ホームページ、障害福祉課の窓口で制度の周知に努めました。</p> <p>また、サービス利用の支援を行いました。</p>
23年度目標	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	1 - 3
項目	審査会の設置と認定調査の実施
内容	<p>障害者自立支援法の規定に基づき、障害程度区分の判定を中立・公正かつ専門的な立場で行う障害程度区分判定審査会を設置し、審査判定業務を行います。</p> <p>判定の根拠となる障害程度区分の認定調査については、専門研修を修了した市職員が行います。</p>
19年度実施状況	<p>審査会委員数 12名</p> <p>開催回数 9回</p> <p>審査件数 28件</p>
23年度目標	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	1 - 4
項目	身体・知的相談員の設置<新規>
内容	身体に障害のある方の更生援護の相談に応じ、また、身体障害者の地域活動を推進する身体障害者相談員及び知的障害者の更生援護に関し本人またはその保護者等からの相談に応じ、知的障害者援護思想の普及に資する業務を行う知的障害者相談員を委託し、身体障害者及び知的障害者の福祉の推進を図ります。
19年度実施状況	<参考> 身体障害者相談員 4人 知的障害者相談員 3人
23年度目標	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	1 - 5
項目	職員研修の実施<新規>
内容	障害者施策担当職員の専門性の向上を図るため、障害者施策に係る研修会等に参加します。
19年度実施状況	<参考>東京都主催の各種研修会に参加しました。
23年度目標	継続
担当課	障害福祉課

2 介護給付費（訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）の支給

日常生活を支える訪問系サービスを適正に支給します。また、提供体制の確保に努めます。

《主な取り組み》

整理番号	2 - 1
項目	居宅介護【第2期】
内容	<p>自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>【実施に関する考え方と提供体制確保の方策】</p> <p>必要な居宅介護サービスを提供します。</p> <p>居宅介護を提供する指定事業者は平成20年12月1日現在、東大和市内に15箇所あります。提供体制はほぼ充足しています。</p>
19年度実施状況	<p>実利用者数 54人</p> <p>利用時間 1,160時間（1月当たり）</p>
23年度目標 （見込量）	<p>実利用者数 78人</p> <p>利用時間 1,542時間（1月当たり）</p>
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	2 - 2
項目	重度訪問介護【第2期】
内容	<p>重度の肢体不自由者であって、常に介護を必要とする障害者に対し、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。</p> <p>【実施に関する考え方と提供体制確保の方策】</p> <p>必要な重度訪問介護サービスを提供します。</p> <p>重度訪問介護を提供する指定事業者は平成20年12月1日現在、東大和市内に15箇所あります。</p> <p>市外の指定事業者の活用を含め提供体制はほぼ充足しています。</p> <p>介護の性格から、長時間のサービスを複数の事業者により確保することが必要な場合があります。</p> <p>状況に応じて、関係者による会議を開催し、提供体制の確保に努めます。</p>
19年度実施状況 (見込量)	<p>実利用者数 17人</p> <p>利用時間 6,281時間(1月当たり)</p>
23年度目標	<p>実利用者数 21人</p> <p>利用時間 7,760時間(1月当たり)</p>
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	2 - 3
項目	行動援護【第2期】
内容	<p>知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に介助や外出時の移動の支援などを行います。</p> <p>【実施に関する考え方と提供体制確保の方策】</p> <p>必要な行動援護サービスを提供します。</p> <p>行動援護を提供する指定事業者は平成20年12月1日現在、東大和市内に2箇所あります。</p> <p>市外の指定事業者の活用を含め提供体制はほぼ充足しています。</p>
19年度実施状況 (見込量)	<p>実利用者数 2人</p> <p>利用時間 22時間(1月当たり)</p>
23年度目標	<p>実利用者数 6人</p> <p>利用時間 66時間(1月当たり)</p>
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	2 - 4
項目	重度障害者等包括支援【第2期】
内容	<p>常時介護を要する障害者等で特に介護の必要な程度が高いと認められた方に対し、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。</p> <p>【実施に関する考え方と提供体制確保の方策】</p> <p>必要な重度障害者等包括支援サービスを提供します。</p> <p>重度障害者等包括支援を提供する事業者は、平成20年12月1日現在、東大和市内にはありませんが、立川市に1箇所、小平市に1箇所、国立市に2箇所あります。</p>
19年度実施状況 (見込量)	実利用者数 0人(1月当たり)
23年度目標	実利用者数 0人(1月当たり)
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

3 介護給付費・訓練等給付費（日中活動系サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所）の支給

日常生活を支える日中活動系サービスを適正に支給します。また提供体制の確保に努めます。

《主な取り組み》

整理番号	3 - 1
項目	生活介護【第2期】
内容	<p>常時介護を必要とする障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。</p> <p>【実施に関する考え方と提供体制確保の方策】</p> <p>入所系のサービスについては、引き続き施設入所支援と合わせて提供します。</p> <p>通所系のサービスについては、特別支援学校卒業生、転入者等を想定すると平成23年度に、56名の利用が見込まれます。</p> <p>近隣市の生活介護事業所の活用を図り提供体制を確保します。</p> <p>みのり福祉園の生活実習事業について、平成22年度を目途に法内サービスの生活介護事業への指定手続きを行い定員の拡大に努めます。</p>
19年度実施状況	<p>実利用者数 10人</p> <p>(内訳) 入所系3人 通所系7人</p>
23年度目標 (見込量)	<p>実利用者数 102人</p> <p>(内訳) 入所系46人 通所系56人</p>
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	3 - 2
項目	自立訓練【第2期】
内容	<p>地域生活を営む上で必要な身体機能や生活能力向上のために一定期間必要な訓練を行います。</p> <p>【実施に関する考え方と提供体制確保の方策】</p> <p>自立訓練は、有期限のサービスとなりますが、各年度利用者が見込まれます。必要に応じてサービスを提供します。指定事業者のサービスの利用により提供体制を確保します。</p>
19年度実施状況	<p>実利用者数 5人</p> <p>(内訳) 機能訓練 0人 生活訓練 5人</p>
23年度目標 (見込量)	<p>実利用者数 0人</p> <p>(内訳) 機能訓練 0人 生活訓練 0人</p>
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	3 - 3
項目	就労移行支援【第2期】
内容	<p>一般就労を希望する方に、一定期間（2年間）知識や能力を養い、適性にあった職場に就労、定着を図るために訓練を行います。</p> <p>【実施に関する考え方と提供体制確保の方策】</p> <p>必要に応じてサービスを提供します。指定事業者の利用、市内の旧体系サービス事業所の新体系への移行により提供体制を確保します。</p>
19年度実施状況	<p>実利用者数 6人</p>
23年度目標 (見込量)	<p>実利用者数 8人</p>
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	3 - 4
項目	就労継続支援【第2期】
内容	<p>通常の事業所で働くことが困難な方に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上のための訓練を行います。これらを通じて、知識、能力が高まった方は就労に向けての支援を行います。</p> <p>【実施に関する考え方と提供体制確保の方策】</p> <p>必要に応じてサービスを提供します。</p> <p>指定事業者の活用を図ります。</p> <p>また、市内の小規模作業所等の新体系への移行により、利用者の円滑な新体系サービス利用を図ります。なお、新体系サービスへの移行を支援するため、連絡調整会議を開催していきます。</p> <p>みのり福祉園の旧法知的障害者授産事業について、平成22年度を目途に法内サービスの就労継続支援 B 型への指定手続きを行い定員の拡大に努めます</p>
19年度実施状況	<p>実利用者数 20人</p> <p>小規模作業所等を対象に、新法移行連絡調整会議を開催しました。</p>
23年度目標 (見込量)	実利用者数 209人
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	3 - 5
項目	療養介護【第2期】
内容	<p>医療及び常時介護が必要な方に、病院等への入院による医学的管理の下、機能訓練や療養上の管理、看護、介護を提供します。</p> <p>【実施に関する考え方と提供体制確保の方策】</p> <p>必要に応じてサービスを提供します。</p> <p>指定事業者の活用を図ります。</p>
19年度実施状況	実利用者数 1人
23年度目標 (見込量)	実利用者数 1人
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	3 - 6
項目	児童デイサービス【第2期】
内容	<p>障害児が施設に通い、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。</p> <p>【実施に関する考え方と提供体制確保の方策】</p> <p>必要に応じてサービスを提供します。</p> <p>指定事業者の活用を図ります。</p>
19年度実施状況	実利用者数 2人
23年度目標 (見込量)	実利用者数 1人
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	3 - 7
項目	短期入所【第2期】
内容	<p>自宅で介護を行う方が病気等の場合、短期間、施設へ入所できるサービスを提供します。</p> <p>【実施に関する考え方と提供体制確保の方策】</p> <p>必要に応じてサービスを提供します。</p> <p>市内及び近隣の指定事業者の活用を図り、提供体制を確保します。</p>
19年度実施状況	<p>実利用者数 19人</p> <p>利用日数 91日（1月当たり）</p>
23年度目標 （見込量）	<p>実利用者数 24人</p> <p>利用日数 113日（1月当たり）</p>
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

4 介護給付費・訓練等給付費（居住系サービス：共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援）の支給

日常生活を支える居住系サービスを適正に支給します。また、提供体制の確保に努めます。

《主な取り組み》

整理番号	4 - 1
項目	共同生活援助（グループホーム）【第2期】
内容	<p>就労等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の支援を提供します。</p> <p>【実施に関する考え方と提供体制確保の方策】</p> <p>知的障害者については、主に、入所施設からの地域移行に際して、グループホームの利用を見込みます。</p> <p>知的障害者のグループホームの事業所は市内に3箇所、定員合計12名が整備されています。施設の整備については、施設入所部門を併設している社会福祉法人等に整備を要請していきます。</p> <p>精神障害者対象のグループホームは2箇所、定員計9名です。いずれも通過型（原則利用期間3年）で運営されています。このことから、長期入院患者で地域移行が図られる者のうち居住の場がグループホームと推計できる3名については、現状の2箇所で提供体制の確保を見込みます。</p>
19年度実施状況	<p>実利用者数 12人</p> <p>（内訳）知的障害者 4人 精神障害者 8人</p>
23年度目標 （見込量）	<p>実利用者数 14人</p> <p>（内訳）知的障害者 5人 精神障害者 9人</p>
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	4 - 2
項目	共同生活介護（ケアホーム）【第2期】
内容	<p>生活介護等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域で共同生活を営む方に、入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。</p> <p>【実施に関する考え方と提供体制確保の方策】</p> <p>知的障害者について、主に、入所施設からの地域移行に際してケアホームの利用を見込みます。</p> <p>知的障害者のケアホームの事業所は市内に8箇所、定員合計38名が整備されています。施設の整備については、施設入所部門を併設している社会福祉法人等に整備を要請していきます。</p>
19年度実施状況	<p>実利用者数 25人</p> <p>(内訳) 知的障害者 25人 精神障害者 0人</p>
23年度目標 (見込量)	<p>実利用者数 31人</p> <p>(内訳) 知的障害者 31人 精神障害者 0人</p>
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	4 - 3
項目	施設入所支援【第2期】
内容	<p>施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。</p> <p>【実施に関する考え方と提供体制確保の方策】</p> <p>必要に応じてサービスを提供します。</p> <p>旧体系の入所施設から施設入所支援への移行については、適切に対応していきます。</p>
19年度実施状況	実利用者数 4人
23年度目標 (見込量)	実利用者数 46人
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

5 サービス利用計画作成費の支給

自ら福祉サービスの利用に関し調整が困難な単身の障害者に対し、サービス利用計画作成の支援を行います。

《主な取り組み》

整理番号	5 - 1
項目	サービス利用計画の作成【第2期】
内容	自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者のサービス利用計画作成の支援を行います。 【実施に関する考え方と提供体制確保の方策】 必要に応じてサービスを提供します。
19年度実施状況	実利用者数 0人
23年度目標 (見込量)	実利用者数 0人
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

6 介護給付費・訓練等給付費（旧体系サービス）の支給

日常生活を支える旧体系サービスに係る介護給付費・訓練等給付費を適正に支給します。

旧体系サービスは、身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づく、日中活動系旧入所サービス、日中活動系旧通所サービス、居住系旧入所サービスをいい、平成 23 年度末までには、障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が必要となります。

《主な取り組み》

整理番号	6 - 1
項目	日中活動系旧入所サービス【第 2 期】
内容	身体障害者療護施設(入所)、身体障害者更生施設(入所)、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設において行われる日中活動系サービスを提供します。
19 年度実施状況	実利用者数 42 人
23 年度目標 (見込量)	実利用者数 0 人
担当課	障害福祉課

※【第 2 期】とある項目は、第 2 期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	6 - 2
項目	日中活動系旧通所サービス【第2期】
内容	身体障害者療護施設(通所)、身体障害者更生施設(通所)、身体障害者授産施設(通所)、知的障害者通所更生施設、知的障害者通所授産施設、精神障害者通所授産施設、小規模通所授産施設(身体・知的・精神)において行われる日中活動系サービスを提供します。
19年度実施状況	実利用者数 126人
23年度目標 (見込量)	実利用者数 0人
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	6 - 3
項目	居住系旧入所サービス【第2期】
内容	身体障害者療護施設(入所)、身体障害者更生施設(入所)、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、通勤寮において行われる居住系サービスを提供します。
19年度実施状況	実利用者数 44人
23年度目標 (見込量)	実利用者数 0人
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

7 地域生活支援事業の実施

障害者がある有する能力及び適性に依じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者自立支援法に基づいた「東大和市地域生活支援事業」を実施します。

実施事業は、法により必須とされている「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」に加え、「訪問入浴サービス事業」「更生訓練費給付事業」「就職支度金給付事業」「日中一時支援事業」「自動車運転免許取得費助成事業」「自動車改造費助成事業」「住宅設備改善事業」を行います。

地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活での自立と社会参加を支援する上で両輪となるものです。市では、今後も様々なニーズを踏まえ、必要なサービスの実施を検討していきます。

《主な取り組み》

整理番号	7 - 1
項目	相談支援事業の実施【第2期】
内容	<p>○福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助、地域自立支援協議会の運営等を行います。</p> <p>○対象者：障害者等、障害児の保護者又は障害者の介護を行う者等</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】</p> <p>精神障害者を対象とした相談支援事業を社会福祉協議会に委託して実施しています。平成21年度以降も継続して実施します。</p>
19年度実施状況	<p>精神障害者地域生活支援センターにおいて相談支援を行いました。</p> <p>延利用者数 6,375人</p>
23年度目標 (見込量)	実施箇所数 1箇所
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 2
項目	地域自立支援協議会の設置【第2期】
内容	<p>○相談支援事業の運営評価や障害者支援システム作りの中核的役割を担う機関として市が設置します。</p> <p>○構成メンバー：相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者等</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】</p> <p>平成21年度に設置する予定です。</p>
19年度実施状況	第1期障害福祉計画では、平成20年度に実施予定
23年度目標 (見込量)	地域自立支援協議会の設置
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 3
項目	市町村相談支援機能強化事業【第2期】
内容	<p>○専門的な相談支援等を要する困難ケースの援助を行うことなどを目的に、社会福祉士、精神保健福祉士等専門的職員を配置し相談機能強化を図ります。</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】</p> <p>現在精神障害者を対象として、社会福祉協議会に委託して実施しています。精神障害者の退院促進については、東京都が実施主体となる精神障害者地域移行支援特別対策事業と連携・調整を図りながら、支援体制の整備に努めていきます。</p>
19年度実施状況	<p>精神障害者地域生活支援センターにおいて相談支援を行いました。</p> <p>延利用者数 6,375人</p>
23年度目標 (見込量)	実施箇所数 1箇所
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7-4
項目	住宅入居等支援事業【第2期】
内容	<p>○不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。</p> <p>○対象者：民間賃貸住宅への入居を希望する障害者で保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者。</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】 平成21年度に精神障害者を対象として実施する予定です。</p>
19年度実施状況	第1期障害福祉計画では、平成20年度に実施予定
23年度目標 (見込量)	実施箇所数 1箇所
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7-5
項目	成年後見制度利用支援事業【第2期】
内容	<p>○成年後見制度の申立てに要する費用（鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部又は一部）を助成します。</p> <p>○対象者：知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づく手続きを要する者</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】 現在実施しています。平成21年度以降も継続して実施します。</p>
19年度実施状況	申請者なし
23年度目標 (見込量)	実施箇所数 1箇所
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 6 - 1
項目	コミュニケーション支援事業（手話通訳者等の派遣） 【第2期】
内容	○手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。 ○対象者：聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等 【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】 手話通訳者の派遣事業は、委託により実施しています。平成21年度以降も継続して実施します。要約筆記者の派遣事業は、手話通訳者の派遣事業と合わせて委託により実施しています。平成21年度以降も継続して実施します。
19年度実施状況	派遣回数 手話通訳者：175回 要約筆記者：12回 利用者数 手話通訳：15人 要約筆記：4人
23年度目標 (見込量)	手話通訳者派遣利用者数 16人 要約筆記者派遣利用者数 5人
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 6 - 2
項目	コミュニケーション支援事業(点訳、音訳事業) 【第2期】
内容	○視覚障害のため情報取得に困難な障害者に対し、音声テープにした市報・こうみんかんだよりを希望者に配付します。 ○対象者：視覚障害者 【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】 現在実施しています。平成21年度以降も継続して実施します。
19年度実施状況	音声テープの市報、こうみんかんだよりの利用者数 23人
23年度目標 (見込量)	利用者数 28人
担当課	秘書広報課 中央公民館

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 6 - 3
項目	コミュニケーション支援事業(手話通訳者設置事業) <新規> 【第2期】
内容	○公共施設等に手話通訳者を設置します。 ○対象者：聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等 【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】 設置について今後検討していきます。 <第2期障害福祉計画について、新規に設定が求められた項目です>
19年度実施状況	—
23年度目標 (見込量)	設置の検討
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 6 - 4
項目	コミュニケーション支援事業(奉仕員養成研修事業) ＜新規＞ 【第2期】
内容	<p>一般市民を対象とした手話講習会を実施し、ボランティアの育成と手話技術の向上を図ります。</p> <p>また、手話通訳者(手話奉仕員)養成講座を実施します。</p> <p>【国の地域生活支援事業実施要綱における手話通訳者の定義】</p> <p>手話通訳士：手話通訳を行う者の知識及び技能の認定に関する規定(平成元年5月20日厚生省告示第108号)に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者</p> <p>手話通訳者：都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者</p> <p>手話奉仕員：市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において手話奉仕員として登録された者</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】</p> <p>現在手話講習会を実施しています。手話通訳者養成講座の実施について検討します。</p> <p>＜第2期障害福祉計画について、新規に設定が求められた項目です＞</p>
19年度実施状況	<p>＜参考＞手話講習会の実施</p> <p>修了者数 初級 28名 中級 18名 上級 15名</p> <p>市登録手話奉仕員数 17人</p>
23年度目標 (見込量)	<p>手話講習会の継続と養成講座実施の検討</p> <p>市登録手話奉仕員数 17人</p>
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 7
項目	日常生活用具給付等事業【第2期】
内容	<p>○障害者等が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。点字図書の給付を含みます。</p> <p>○対象者：東大和市障害者地域生活支援事業規則第16条及び別表第1に定める障害者等。</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】</p> <p>現在実施しています。平成21年度以降も継続して実施します。代理受領方式により費用を支給します。利用者負担については、住宅設備改善事業と合算して負担上限月額を調整します。</p>
19年度実施状況	給付件数 1,618件
23年度目標 (見込量)	給付件数 2,037件
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 8
項目	移動支援事業【第2期】
内容	<p>○屋外での移動が困難な障害者等が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。</p> <p>○対象者：屋外の単独移動が困難な知的障害者又は精神障害者、視覚障害者及び補装具費の支給対象となった車いすを利用する1級及び2級の身体障害者。</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】</p> <p>現在個別支援型(障害者と支援者が1対1対応)を実施しています。平成21年度以降も継続して実施するとともに、登録事業者の拡大に取り組み、利便性の確保に努めます。また、グループ型(複数の障害者に対し支援者を1名で対応)の実施についても検討します。</p> <p>利用者負担については、日中一時支援事業の利用者負担及び介護給付費等の利用者負担と合算して負担上限月額を調整します。</p>
19年度実施状況	<p>個別支援型</p> <p>実利用者数 106人 利用時間 933時間 (1月当たり)</p> <p>グループ支援型</p> <p>第1期障害福祉計画では、平成20年度に実施予定</p>
23年度目標 (見込量)	<p>個別支援型</p> <p>実利用者数 125人 利用時間 1,377時間</p> <p>グループ支援型</p> <p>実利用者数 11人 利用時間 110時間 (1月当たり)</p>
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 9
項目	地域活動支援センター事業【第2期】
内容	<p>○基礎的事業として、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。</p> <p>また、基礎的事業に加え、地域活動支援センターⅠ型では、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。</p> <p>地域活動支援センターⅡ型では、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】</p> <p>地域活動支援センターⅠ型は、東大和市精神障害者地域生活支援センターウエルカムで精神障害者を対象に、同Ⅱ型は、市立みのり福祉園で身体障害者を対象に実施しています。</p> <p>平成21年度以降も継続して実施します。</p>
19年度実施状況	<p>(Ⅰ型) 精神障害者地域生活支援センターにおいて、地域活動支援センター事業を実施しました。</p> <p>延利用者数 7,274人</p> <p>(Ⅱ型) みのり福祉園において、地域活動支援センター事業を実施しました。</p> <p>実施回数 313回 延利用者数 1,489人</p>
23年度目標 (見込量)	<p>Ⅰ型 実施箇所数 1箇所 実利用者数 127人</p> <p>Ⅱ型 実施箇所数 1箇所 実利用者数 80人</p>
担当課	障害福祉課 みのり福祉園

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 1 0
項目	訪問入浴サービス事業【第2期】
内容	<p>○入浴困難な在宅の重度障害者等に対して、週1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による入浴のサービスを実施します。</p> <p>○対象者：身体障害者手帳1、2級及び愛の手帳1、2度の入浴困難な在宅の障害者等</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】</p> <p>現在実施しています。平成21年度以降も継続して実施します。</p>
19年度実施状況	実利用者数 15人 利用回数 621回
23年度目標 (見込量)	実利用者数 16人
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 1 1
項目	更生訓練費給付事業【第2期】
内容	<p>○施設に入所又は通所している障害者等で、社会復帰のための訓練を受けている者に対しその訓練を効果的に受けられるよう必要な経費に充てるための金銭を給付します。</p> <p>○対象者：就労移行支援又は自立訓練を受けている者、旧法施設で更生訓練を受けている身体障害者及び身体障害者福祉法に基づく措置で障害者施設等で更生訓練を受けている者で生活保護世帯に属する者。</p> <p>ただし、平成18年9月以前に、更生訓練を受けていた者（経過措置者）を含む。</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】</p> <p>経過措置者への支給は、平成21年9月30日までとされているので、平成22年度以降は上記の要件を満たした者のみへの支給となります。</p>
19年度実施状況	支給人数 15人
23年度目標 (見込量)	支給人数 4人
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 1 2
項目	就職支度金給付事業【第2期】
内容	<p>○施設に入所又は通所している障害者が、就職等により施設を退所する場合に就職支度金を支給します。</p> <p>○対象者：就労移行支援又は就労継続支援を受けている者、旧法施設で更生訓練を受けている身体障害者及び身体障害者福祉法に基づく措置で障害者施設等で更生訓練を受けている者</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】 対象となる方に支給します。平成21年度以降も継続して実施します。</p>
19年度実施状況	支給人数 2人
23年度目標 (見込量)	支給人数 5人
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 1 3
項目	日中一時支援事業【第2期】
内容	<p>○障害者等に対し事業者の施設等において日中一時的に排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。</p> <p>○対象者：学齢児以上の障害者等</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】</p> <p>現在実施しています。平成21年度以降も継続して実施します。登録事業者の拡大に努めます。</p> <p>利用者負担については、移動支援事業及び介護給付費等と合算して負担上限月額を調整します。</p>
19年度実施状況	<p>登録事業箇所数 6箇所</p> <p>実利用者数 16人</p>
23年度目標 (見込量)	<p>登録事業箇所数 6箇所</p> <p>実利用者数 24人</p>
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 1 4
項目	自動車運転免許取得費の助成事業【第2期】
内容	<p>○自動車運転免許を取得する障害者に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。</p> <p>○対象者：身体障害者手帳3級以上（内部障害4級以上、下肢、体幹障害5級以上）の者又は愛の手帳所持者で道路交通法施行細則に定める適正試験に合格している者で所得制限内のもの。</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】</p> <p>現在実施しています。平成21年度以降も継続して実施します。</p>
19年度実施状況	実利用者数 0人
23年度目標 (見込量)	実利用者数 3人
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 1 5
項目	自動車改造費の助成事業【第2期】
内容	<p>○自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害者に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。</p> <p>○対象者：上肢、下肢、体幹に係る障害を有する身体障害者で、1級又は2級の障害者</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】 現在実施しています。平成21年度以降も継続して実施します。</p>
19年度実施状況	利用者数 2人
23年度目標 (見込量)	実利用者数 4人
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

整理番号	7 - 1 6
項目	住宅設備改善費の給付【第2期】
内容	<p>○重度の身体障害者（児）が日常生活の利便を図るため、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成する。</p> <p>○対象者：</p> <p>①中規模改修：学齢児以上65歳未満の下肢又は体幹に係る障害が2級以上の者（児）及び補装具費の支給対象となった車椅子を利用している内部障害者（児）</p> <p>②屋内移動設備設置：学齢児以上で、上肢、下肢又は体幹に係る障害が1級以上の者（児）で歩行ができない状態にあるもの及び補装具費の支給対象となった車椅子を利用している内部障害者（児）</p> <p>【実施に関する考え方と見込み量確保の方策】</p> <p>現在実施しています。平成21年度以降も継続して実施します。代理受領方式により費用を支給します。利用者負担は日常生活用具給付等事業と合算して負担上限月額を調整します。</p>
19年度実施状況	利用件数 4件
23年度目標 (見込量)	利用件数 8件
担当課	障害福祉課

※【第2期】とある項目は、第2期障害福祉計画として、再掲します。

8 在宅障害者支援事業の実施

障害者が、地域で自分らしく豊かに生活することができるよう日常生活を支援します。

《主な取り組み》

整理番号	8 - 1
項目	心身障害者・児緊急一時保護事業
内容	○在宅の心身障害者（児）が、介護者の疾病等一時的な事由により介護を受けることができない場合、介護人の家庭において一時保護を行います。
19年度実施状況	利用者数 3人
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	8 - 2
項目	重度脳性麻痺者介護事業<新規>
内容	○在宅の重度脳性麻痺者に対して、介護人が、家事援助、身体介護、移動支援などの援助を行います。
19年度実施状況	<参考>利用者数 11人
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	8 - 3
項目	福祉タクシー事業
内容	○上肢・聴覚障害２級以上、視覚・下肢・体幹・内部障害３級以上の身体障害者手帳または３度以上の愛の手帳の交付を受けた方が、市と契約した福祉タクシーを利用することができる利用券（５００円）を、月５枚を単位として交付します。 ※ガソリン費助成との併給は不可。
19年度実施状況	助成対象者数 734人 助成枚数 28,854枚
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	8 - 4
項目	ガソリン費助成事業
内容	○上肢・聴覚障害２級以上、視覚・下肢・体幹・内部障害３級以上の身体障害者手帳または３度以上の愛の手帳の交付を受けた方で自動車を所有する方または、当該障害者のために使用する自動車の所有者で、障害者と生計を一にする方に、給油をしたガソリン費の一部を助成します。 ○助成額は対象者が支払ったガソリン費１ℓ当たり、ガソリンについては５３円８０銭、軽油については３２円１０銭とします。ただし、１か月当たり３０ℓを限度とします。 ※福祉タクシーとの併給は不可。
19年度実施状況	助成対象者数 1,145人
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	8 - 5
項目	電話料助成事業
内容	○18歳以上で2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、外出困難な方に対して、コミュニケーション及び緊急連絡を目的に電話料（基本料金と通話料300円まで）を助成します。
19年度実施状況	利用者数 18人
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	8 - 6
項目	寝具乾燥等事業
内容	○障害者単身世帯または障害者夫婦を含む世帯（子どもが成人している場合を除く）で、1級～3級（「聴覚または平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害」を除く）の身体障害者手帳または1度～3度の愛の手帳の交付を受けている方で、寝具の自然乾燥が困難な方に対して、乾燥は、原則1人につき月1回乾燥車により、水洗いは、原則1人につき年2回集配により実施します。
19年度実施状況	寝具乾燥 5世帯 寝具水洗 5世帯
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	8 - 7
項目	おむつ支給事業
内容	○2級以上の身体障害者手帳または2度以上の愛の手帳の交付を受けた方（3歳以上65歳未満）が、在宅で常時おむつを着用する必要がある場合、紙おむつ（1か月当たり45枚以内）を支給します。尿とり用パットを希望する方には、1日当たり2枚以内で支給します。
19年度実施状況	利用者数 37人
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	8 - 8
項目	緊急通報システム及び火災安全システム事業
内容	○ひとり暮らし等の重度身体障害者等の急病や火災等の緊急時における安全確保のため、緊急通報システムや火災安全システムを給付し、速やかな通報等を行います。 ○対象は、緊急通報システム：18歳以上のひとり暮らし等の2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方、難病にり患している18歳以上のひとり暮らし等の方。火災安全システム：緊急通報システム利用者で18歳以上のひとり暮らし等の2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方。
19年度実施状況	緊急通報システム 3世帯 火災安全システム 1世帯
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	8 - 9
項目	酸素購入費の助成事業
内容	○おおむね18歳以上の、呼吸器機能障害1級または3級の身体障害者手帳の交付を受けた方で、酸素吸入装置の給付を受けた方に、酸素購入費の一部を助成します。
19年度実施状況	利用者数 0人
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	8 - 10
項目	食事サービス事業
内容	<p>○2級以上の身体障害者手帳、2度以上の愛の手帳及び2級以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で構成される世帯（単身世帯も可）で、買い物や炊事が困難と思われる方、若しくは2級以上の身体障害者手帳、2度以上の愛の手帳及び2級以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と65歳以上の身体的、精神的機能低下等のある方で構成される買い物や炊事が困難と思われる世帯に、毎週月・火・水・木・金・土曜日の昼食を届けます。</p> <p>○利用者負担 1食につき560円（生活保護世帯は1食につき360円）（平成20年度）</p> <p>※社会福祉協議会が行う事業への補助事業</p>
19年度実施状況	利用者数 5人 配食数 732食
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	8 - 1 1
項目	福祉車両貸出事業<新規>
内容	○身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方または65歳以上の高齢者の方に、市が所有する福祉車両を貸し出します。 ※燃料費、有料道路料金等、車両の運行に直接必要となる費用は、利用者負担。
19年度実施状況	<参考>利用者数 32人
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	8 - 1 2
項目	のぞみ集会所運営事業<新規>
内容	○心身障害者(児)の福祉の増進を図るため、集会所を設置し障害者等の利用に供します。
19年度実施状況	<参考>利用回数 81回
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	8 - 1 3
項目	身体障害者補助犬の貸与事業
内容	<p>○都内におおむね1年以上居住している身体障害者で、世帯全体にかかる所得課税額の月平均額が77,000円未満であり、居住している家屋の所有者・管理者の承諾を得られ、所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理でき、社会活動への参加に効果があると東京都が認めた方に、補助犬を無償で給付します。</p> <p>○視覚障害（1級）…盲導犬</p> <p>○肢体不自由（1・2級）…介助犬</p> <p>○聴覚障害（2級）…聴導犬</p> <p>《市は申請書を受理し、東京都へ送付する事務（＝進達事務）を行います。》</p>
19年度実施状況	進達者数 0人
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	8 - 1 4
項目	都営交通無料乗車券の発行<新規>
内容	○身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が、都営交通を利用する際に無料で乗車できる無料乗車券を発行します。
19年度実施状況	<p><参考>発行件数</p> <p>身体・知的他 318件 精神 20件</p>
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

- 9 心身障害者に対する医療費助成・補装具の給付・在宅医療サービスの実施
- 心身障害者（児）に対し、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために提供される必要な医療費や補装具費の給付等を支援します。

《主な取り組み》

整理番号	9 - 1
項目	自立支援医療（更生医療）給付費の給付
内容	障害の除去または軽減が見込まれるなど、当該障害に対して確実な治療効果が期待される医療にかかる費用の一部を公費で負担します。
19年度実施状況	給付者数 14人
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	9 - 2
項目	自立支援医療（育成医療）の申請受理＜新規＞
内容	身体に障害のある児童が、早い時期に治療を始め、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な手術等の医療費等の一部を公費で負担します。 《市は申請書を受理し、東京都へ送付する事務（＝進達事務）を行います。》
19年度実施状況	＜参考＞申請受理件数 15件
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	9 - 3
項目	補装具費の給付
内容	<p>身体障害者（児）の障害部位を補い、またはその代替をして身体障害者（児）の日常生活、職業活動等を容易にし、自立を図る補装具の購入と修理の費用を支給します。</p> <p>○視覚障害者：盲人安全杖、眼鏡、義眼</p> <p>○聴覚障害者：補聴器</p> <p>○肢体不自由者：義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行補助杖、座位保持いす等</p> <p>○意思伝達困難な重度障害者：重度障害者用意思伝達装置</p> <p>※種目によって介護保険が優先します。</p>
19年度実施状況	給付件数 成人 171件 児童 74件
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	9 - 4
項目	心身障害者(児)医療費助成<新規>
内容	<p>2級以上（ただし、内部障害は3級以上）の身体障害者手帳または2度以上の愛の手帳の交付を受けた方に医療保険の本人負担分を一部助成します。（65歳以上の新規申請を除く。）</p> <p>東京都制度で、市は、新規申請の受理、受給者証の交付等を行います。</p>
19年度実施状況	<参考>受給者数 848人
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	9 - 5
項目	障害者の歯科診療の実施
内容	在宅医療サービスを充実させるため、歯科医師会と協力し、障害者等が身近な地域で歯科医療が受けられ、また、専門医療機関への紹介を行う歯科医療連携推進事業の定着を図っていきます。
19年度実施状況	適宜、情報提供を行いました。
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課 健康課

10 手当等の支給

国及び東京都では、在宅の重度障害者への援護の一環として、次のような手当等を支給しています。

手当等名称	所管	対象者等及び手当等額
特別児童扶養手当	国	20歳未満の、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童を養育している方 重度：月額50,750円、中度：月額33,800円
障害児福祉手当	国	20歳未満で、身体障害者手帳1級及び2級の一部、愛の手帳おおむね1度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童 月額14,380円
児童育成手当 (障害)	都	20歳未満の、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童を養育している方 月額15,500円
特別障害者手当	国	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で重複障害の方、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある方で常時介護を必要とする方 月額26,440円

手当等名称	所管	対象者等及び手当等額
心身障害者福祉手当	都	<p>20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方</p> <p>※65歳以上で新規に手帳取得・障害更新した方は除く。</p> <p>月額15,500円</p>
重度心身障害者手当	都	<p>65歳未満で、重度の知的障害、重度の身体障害、重度の障害が重複する方で常時複雑な介護を必要とする方</p> <p>月額60,000円</p>
心身障害者扶養共済	国	<p>加入資格：障害者の保護者（都内に住所があること、65歳未満であること、保険契約の対象となることができること）</p> <p>障害者の範囲：①知的障害者、②身体障害者（1～3級）、精神または身体に永続的な障害を有し①②と障害の程度が同程度の方</p> <p>年金月額：20,000円（口数追加加入者は40,000円）</p>

市では、国・東京都制度の手当等とは別に、市制度の手当を次のとおり支給し、在宅生活を支援します。

また、被爆者健康手帳を所持している方に見舞金を支給します。

《主な取り組み》

整理番号	10 - 1
項目	心身障害児福祉手当
内容	20歳未満の、身体障害者手帳1～4級程度、愛の手帳1～4度程度の障害のある児童を養育している方に手当を支給します。 月額6,100円
19年度実施状況	受給者数 165人
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	10 - 2
項目	心身障害者福祉手当
内容	20歳以上で、身体障害者手帳3～4級程度、愛の手帳4度程度の方に手当を支給します。 ※65歳以上で新規に手帳取得・障害更新した方は除く。 月額6,100円
19年度実施状況	受給者数 634人
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	10 - 3
項目	難病患者福祉手当
内容	東京都難病患者医療費助成を受けている方及び難病医療費助成の対象疾病にかかり小児慢性疾患医療費助成を受けている方に手当を支給します。 ※65歳以上の新規申請は除く。 月額5,100円
19年度実施状況	受給者数 818人
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	10 - 4
項目	原爆被爆者見舞金
内容	被爆者健康手帳を所持している方に見舞金を支給します。
19年度実施状況	受給者数 46人
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

1.1 小規模作業所等への支援

在宅の障害者等の日中活動の場として重要な役割を担う市内の小規模作業所等へ、国・東京都の補助金を活用し、支援を行います。

なお、心身障害者通所授産施設、精神障害者共同作業所、小規模通所授産施設は、平成23年度末までに、障害者自立支援法に基づく施設体系へ移行が必要となります。

また、福祉施設等の受注拡大が求められていることを踏まえ、公共調達における競争性及び公共性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めます。

《主な取り組み》

整理番号	1 1 - 1
項目	心身障害者通所授産事業運営費等補助<新規>
内容	在宅の心身障害者の授産指導を受ける場を確保することにより自立の促進を図るため、心身障害者通所授産事業を実施する団体に補助金を交付します。
1 9 年度実施状況	<参考> 1 団体 1 施設に補助金を交付しました。
2 3 年度目標 (見込量)	補助金の交付及び新法移行支援
担当課	障害福祉課

整理番号	1 1 - 2
項目	精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費等補助<新規>
内容	在宅の精神障害者の社会適応訓練の場を確保することにより社会復帰の促進を図るため、精神障害者共同作業所通所訓練事業を実施する団体に補助金を交付します。
1 9 年度実施状況	<参考> 2 団体 3 施設に補助金を交付しました。
2 3 年度目標 (見込量)	補助金の交付及び新法移行支援
担当課	障害福祉課

整理番号	1 1 - 3
項目	小規模通所授産施設事業運営費補助<新規>
内容	在宅の心身障害者の授産指導を受ける場を確保することにより自立の促進を図るため、小規模通所授産施設事業を実施する社会福祉法人に補助金を交付します。
19年度実施状況	<参考> 2団体4施設に補助金を交付しました。
23年度目標 (見込量)	補助金の交付及び新法移行支援
担当課	障害福祉課

整理番号	1 1 - 4
項目	小規模作業所等の運営支援<新規>
内容	小規模作業所等が平成23年度中に新法移行できるよう、移行に向けた相談、情報提供を行うため移行支援連絡会議を開催します。
19年度実施状況	<参考> 8施設合同での会議を行うと共に、個別に情報提供を行いました。
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	1 1 - 5
項目	小規模作業所作品展等の会場提供<新規>
内容	小規模作業所等の作品展示、作品販売のために市役所ロビーを展示・販売場所として提供します。
19年度実施状況	<参考>年5回、市役所ロビーにおいて作品展を実施しました。
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	1 1 - 6
項目	地域ダイグループ事業運営費等補助<新規>
内容	在宅の心身障害者(児)の自立の促進を図るため、創作活動等の事業を実施する団体に補助金を交付します。
19年度実施状況	<参考>2団体2施設に補助金を交付しました。
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

1.2 障害者の権利擁護等の支援

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に対し、権利擁護事業の利用を支援します。

《主な取り組み》

整理番号	12 - 1
項目	地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の推進
内容	認知症や知的障害、精神障害者等により日常生活を営むのに支障がある方に対し、利用者との契約により福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行い、住み慣れた地域で安心して自立生活が送れるように、社会福祉協議会へ引き続き支援していきます。
19年度実施状況	平成18年度から社会福祉協議会で実施している地域福祉権利擁護事業に対し、補助金を交付しました。 7件の契約締結後、支援を行いました。
23年度目標 (見込量)	社会福祉協議会への支援
担当課	福祉推進課

整理番号	12 - 2
項目	成年後見制度の利用支援
内容	<p>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が判断能力の低下によって日常生活を送ることが困難となった場合でも、地域で安心して生活が出来るよう、東京都事業の「成年後見制度活用あんしん生活創造事業」に基づき、成年後見制度の利用支援を図っています。</p> <p>利用支援にあたっては、社会福祉協議会に委託し、専門相談に対応するため、「あんしん東大和」を社会福祉協議会に開設しました。</p>
19年度実施状況	<p>平成20年1月に社会福祉協議会と成年後見制度活用あんしん生活創造事業の推進機関立ち上げ準備の委託契約をしました。</p> <p>平成20年度中の推進機関立ち上げを目指し、東京都職員による事業説明会や準備検討会を開催しました。</p>
23年度目標 (見込量)	成年後見制度活用あんしん生活創造事業の活用
担当課	福祉推進課

1 3 精神障害者(児)の支援

精神障害者(児)の在宅生活を支援します。

《主な取り組み》

整理番号	1 3 - 1
項目	自立支援医療（精神通院）医療費助成の申請受理 ＜新規＞
内容	精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して通院医療費の一部を公費で負担します。 《市は申請書を受理し、東京都へ送付する事務（＝進達事務）を行います。》
1 9 年度実施状況	＜参考＞申請受理件数 1,242 件
2 3 年度目標 （見込量）	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	1 3 - 2
項目	小児精神障害者入院医療費助成の申請受理＜新規＞
内容	精神疾患のため精神科病床で入院治療を必要とする18歳未満の児童(入院治療を継続している場合のみ、20歳の誕生月の末日まで)を対象に、入院医療費を助成します。 《市は申請書を受理し、東京都へ送付する事務（＝進達事務）を行います。》
1 9 年度実施状況	＜参考＞申請受理件数 5 件
2 3 年度目標 （見込量）	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	13 - 3
項目	精神保健福祉相談（一般相談）＜新規＞
内容	<p>通院している在宅精神障害者及びその家族を対象に生活相談、医療相談、福祉相談、社会復帰施設の利用や助言、あっせんの相談を行います。</p> <p>なお、未治療・治療中断等の医療に関する相談や、酒害・薬物問題、児童・思春期等の問題、対応困難事例への対応と、専門相談にかかる業務については、適宜多摩立川保健所と連携を図ります。</p>
19年度実施状況	<p>＜参考＞一般相談に対応しました。</p> <p>実人数 686人 延人数 1,657人</p>
23年度目標 （見込量）	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	13 - 4
項目	精神保健福祉手帳の申請受理＜新規＞
内容	<p>「精神障害」のため長期にわたり日常生活、社会生活に制限がある人が交付される手帳制度について、相談、申請受理、交付を行います。</p>
19年度実施状況	＜参考＞申請受理件数 276件
23年度目標 （見込量）	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	13 - 5
項目	精神保健講演会の実施<新規>
内容	地域住民の心の健康づくりや精神障害者への理解や協力体制の推進のため、当事者、家族、市民等を対象に講演会を実施します。
19年度実施状況	<参考>精神障害者地域生活支援センターで年3回実施しました。
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

1.4 難病患者の支援

難病患者の在宅生活を支援します。

《主な取り組み》

整理番号	14-1
項目	難病等医療費助成の申請受理<新規>
内容	<p>難病等医療費助成の対象疾病に罹患し、認定基準を満たしていると認定した方に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担します。</p> <p>《市は申請書を受理し、東京都へ送付する事務（＝進達事務）を行います。》</p>
19年度実施状況	<参考>申請受理件数 997件
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	14-2
項目	在宅難病患者の療養相談<新規>
内容	<p>在宅療養中の方が、安心して療養生活を送れるように、保健所の保健師等が家庭訪問や電話、面接などにより家庭での療養上の相談に応じています。</p> <p>《市は、保健所と連携し支援します。》</p>
19年度実施状況	<参考>市は、保健所と連携を図り、相談に対応しました。
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	14-3
項目	難病患者ホームヘルプ事業
内容	在宅の難病患者に、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他のサービスを提供します。
19年度実施状況	未実施
23年度目標 (見込量)	対象者の把握 実施方法の検討
担当課	障害福祉課

整理番号	14-4
項目	難病患者日常生活用具給付事業<新規>
内容	在宅の難病患者に、生活の質の向上を図るため日常生活用具を給付します。
19年度実施状況	—
23年度目標 (見込量)	対象者の把握 実施方法の検討
担当課	障害福祉課

15 保育・療育・教育の充実

障害児に対する保育・療育、学童保育の充実を図ります。また、発達障害者・児の支援を行います。

なお、一貫した支援を行うため、各関係機関等との連携を図ります。

《主な取り組み》

整理番号	15 - 1
項目	障害児の保育
内容	全保育園で集団保育が可能な障害児の保育を実施します。
19年度実施状況	全保育園で実施しました。 民間保育園 9園 市立保育園 4園
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	保育課

整理番号	15 - 2
項目	障害児の療育事業
内容	やまとあけぼの学園において、発達につまずきのあ る就学前の児童に対し、自立を助長するために必要な 指導及び訓練を実施します。
19年度実施状況	平成20年3月初日 在籍児童数 21人 出席延べ児童数 3,262人
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	保育課

整理番号	15 - 3
項目	障害児の学童保育
内容	学童保育所における障害児の受け入れを実施します。 概ね愛の手帳4度または身体障害者手帳5～6級の児童に対し、第6学年まで保育を行います。
19年度実施状況	5施設で14名を受け入れました。
23年度目標 (見込量)	1学童保育所当たり4名
担当課	青少年課

整理番号	15 - 4
項目	特別支援相談支援体制（ネットワーク）の構築 ＜新規＞
内容	LD、ADHD、高機能自閉症等を含む障害のある児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後の円滑かつ継続的な支援を図るため、教育、保健・医療、福祉、労働等の連携による相談支援体制を構築します。
19年度実施状況	＜参考＞情報交換会の実施（平成18年度）
23年度目標 (見込量)	検討
担当課	学校教育課

整理番号	15 - 5
項目	発達障害の早期発見と支援
内容	<p>母子保健法第12条及び13条に規定する健康診査及び学校保健安全法第11条に規定する健康診断を行うに当たっては、早期の発見に十分留意します。</p> <p>また、関係機関は、東京都発達障害者支援センター等適切な支援機関の情報を提供し、継続的な支援に努めます。</p>
19年度実施状況	<p>【健康課】 各種乳幼児健診・相談事業を実施し発達障害の早期発見に努めました。</p> <p>フォロー体制を充実するため発達検診及びフォローグループの紹介をしました。</p> <p>発達健診回数 12回 受診児延数 244人 健診時フォローグループ紹介</p> <p>1歳6か月健診後 20人 3歳健診後 17人</p> <p>情報交換について母子保健から学校保健への継続支援については、保護者の了解を得て行っています。</p> <p>「立川聾学校見学会（事業紹介）」に参加しました。</p> <p>「軽度発達障害に対する気づきと支援」研修に参加しました。</p> <p>【学校教育課】 就学時健康診断時の保健調査票の内容について検討しました。</p> <p>【障害福祉課】 適宜、情報提供を行いました。</p>
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	健康課 学校教育課 障害福祉課

16 高次脳機能障害者の支援

高次脳機能障害者の在宅生活を支援します。

《主な取り組み》

整理番号	16 - 1
項目	高次脳機能障害者の相談支援の充実＜新規＞
内容	<p>事故や脳血管障害などにより脳が損傷を受けた結果、高次脳機能障害となり、生活に支障を来たす場合があります。</p> <p>東京都は、心身障害者福祉センターを高次脳機能障害者の支援拠点と定め、生活や就労などの相談・支援、区市町村や関係機関への助言・情報提供を行うとともに、地域の関係機関による支援のネットワークづくりを進めています。</p> <p>市は、高次脳機能障害に係る情報の提供を行うとともに、相談に適切に対応していきます。</p>
19年度実施状況	—
23年度目標 (見込量)	相談支援の充実
担当課	障害福祉課

17 就労の支援

障害者の一般就労の機会を拡充し、社会参加を支援します。

《主な取り組み》

整理番号	17 - 1
項目	就労支援情報の提供
内容	就労を希望する障害者に、ハローワーク、東京都障害者職業センター多摩支所等の雇用支援を行う機関に関する情報を提供します。
19年度実施状況	相談支援に際し、情報提供を行いました。
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	17 - 2
項目	職業訓練等情報の提供<新規>
内容	技術を習得し就業を目指している障害者等に、障害者職業能力開発校、心身障害者職能開発センター等、訓練機関の情報を提供します。
19年度実施状況	<参考>相談支援に際し、情報提供を行いました。
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	17 - 3
項目	障害者就労支援関係機関連絡会等への参加<新規>
内容	福祉保健・産業労働両分野による障害者の就労を支援する機関による情報提供・意見交換の場に参加し、就労支援の情報収集に努めます。
19年度実施状況	<参考>東京都障害者就労支援関係機関意見交換会、多摩地区障害者就労支援事業連絡会に参加しました。
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

18 生涯学習と社会参加の支援

障害者等の学習・スポーツ・レクリエーション等の機会を確保するとともにその活動を支援します。

《主な取り組み》

整理番号	18 - 1
項目	学習機会の保障
内容	障害者の自発的な学習活動を支援していくため、その基本的な方針及び各種施策などを総合的に体系化した生涯学習推進計画のもとに進めていきます。
19年度実施状況	障害者が利用しやすい施設の整備や講座の開設条件を配慮するような生涯学習推進計画を策定しました。
23年度目標 (見込量)	推進計画の実行
担当課	社会教育課

整理番号	18 - 2
項目	スポーツ・レクリエーション活動の充実
内容	障害者が参加できるスポーツ教室やレクリエーションの機会の拡充を図るとともに、自主的なスポーツ・レクリエーション活動への相談・支援体制の充実に努めます。
19年度実施状況	障害のある児童・生徒の交流会を年3回実施しました。
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	青少年課

19 障害者理解の推進

住民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の理念の普及を図ると共に、障害者理解を促進し、障害者への配慮等について、啓発・広報活動を推進します。

《主な取り組み》

整理番号	19 - 1
項目	共生社会の理念の普及<新規>
内容	障害者週間の広報等を通じて、共生社会の理念の普及を図ります。
19年度実施状況	<参考> 東大和市報に、掲載しました。
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

整理番号	19 - 2
項目	障害者への配慮等に係る啓発
内容	障害者が利用、活用する視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、補装具等に対する理解を推進します。
19年度実施状況	<参考> 補助犬に関するリーフレットを、配布しました。
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	障害福祉課

20 バリアフリー化の推進

障害者が安全に安心して生活し、社会参加できるよう生活環境のバリアフリー化を推進します。

《主な取り組み》

整理番号	20 - 1
項目	都営住宅建替え整備に関する要請
内容	都営住宅の建替えに際し、障害者に配慮した住宅の整備を要請し、障害者用住宅の確保を図ります。
19年度実施状況	【都市計画課】 都営東京街道団地の建替えに当たり、バリアフリー化等を要請しました。 【障害福祉課】 平成19年度は建替整備に際しての意見要請機会はありませんでした。(平成17年度に要望済み)
23年度目標 (見込量)	継続
担当課	都市計画課 障害福祉課

整理番号	20 - 2
項目	情報のバリアフリー化<新規>
内容	視覚障害者に対する文字情報のバリアフリー化を図るため、庁内において、活字文書読み上げ装置に対応するSPコードの導入を図ります。
19年度実施状況	—
23年度目標 (見込量)	導入の検討
担当課	障害福祉課